

大和市  
介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(令和8年6月版)

総合事業については、市町村によってサービスコードや基準が異なります。  
大和市内の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。  
逆に、大和市外の事業者が大和市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、大和市の基準等により、大和市のサービスコードを使用します。

訪問型従前相当サービス

1. 大和市訪問型従前相当サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)  
大和市訪問型従前相当サービス指定事業者が使用します。

訪問型サービス・活動A

2. 大和市訪問型サービス・活動A(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)  
3. **大和市訪問型サービス・活動A(独自)サービスコード表(サービス種類コードA3)※継続利用要介護者用**  
大和市訪問型サービス・活動Aの指定事業者が使用します。

通所型従前相当サービス

4. 大和市通所型従前相当サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA6)  
大和市通所型従前相当サービス指定事業者が使用します。

介護予防ケアマネジメント

5. 大和市介護予防ケアマネジメントA サービスコード表(サービス種類コードAF)  
介護予防ケアマネジメントAの請求に使用します。

※介護予防ケアマネジメントBについては、大和市人生100年推進課に直接請求となります。

1. 大和市訪問型従前相当サービス(独自)サービスコード表

大和市訪問型従前相当サービス指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		1176 単位	日割の場合	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合		2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			2349 単位	日割の場合	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			3727 単位	日割の場合	123	1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2)1週に2回程度の場合		23 単位減算	-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合		37 単位減算	-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算			

## 2. 大和市訪問型サービス・活動A(独自)サービスコード表

大和市訪問型サービス・活動Aの指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	976	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割		976 単位	日割の場合	32	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合		1,950	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割			1,950 単位	日割の場合	64	1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,093	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割			3,093 単位	日割の場合	102	1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	10 単位減算	-10
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合			20 単位減算	-20
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割	日割の場合			1 単位減算	-1	1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213	(3)1週に2回を超える程度の場合			31 単位減算	-31	1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		日割の場合		1 単位減算	-1	1日につき
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		(1)1週に1回程度の場合	10 単位減算	-10
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割	日割の場合			1 単位減算	-1	1日につき
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212	(2)1週に2回程度の場合				20 単位減算	-20
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213	(3)1週に2回を超える程度の場合			31 単位減算	-31	1月につき
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割			日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100		
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算			

(注意)「同一建物減算」及び「介護職員等処遇改善加算」については、「訪問型従前相当サービス」と同じサービスコードです。

3. 大和市訪問型サービス・活動A(独自)サービスコード表(サービス種類コードA3)※継続利用要介護者用

大和市訪問型サービス・活動Aの指定事業者が使用します。

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
			イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要介護1・2・3・4・5			
A3	1111	訪問型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 要介護1・2・3・4・5 976 単位	976	1月につき	
A3	2111	訪問型独自サービス/211日割		日割の場合	32	1日につき	
A3	1211	訪問型独自サービス/212		(2)1週に2回程度の場合 要介護1・2・3・4・5 1,950 単位	1,950	1月につき	
A3	2211	訪問型独自サービス/212日割		日割の場合	64	1日につき	
A3	1321	訪問型独自サービス/213		(3)1週に2回を超える程度の場合 要介護1・2・3・4・5 3,093 単位	3,093	1月につき	
A3	2321	訪問型独自サービス/213日割		日割の場合	102	1日につき	
A3	1121	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1)1週に1回程度の場合 要介護1・2・3・4・5	10 単位減算	-10	1月につき
A3	2121	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A3	1221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		(2)1週に2回程度の場合 要介護1・2・3・4・5	20 単位減算	-20	1月につき
A3	2221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A3	1331	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合 要介護1・2・3・4・5	31 単位減算	-31	1月につき
A3	2331	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A3	1131	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	(1)1週に1回程度の場合 要介護1・2・3・4・5	10 単位減算	-10	1月につき
A3	2131	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A3	1231	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212		(2)1週に2回程度の場合 要介護1・2・3・4・5	20 単位減算	-20	1月につき
A3	2231	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A3	1341	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213		(3)1週に2回を超える程度の場合 要介護1・2・3・4・5	31 単位減算	-31	1月につき
A3	2341	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき
A3	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A3	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
A3	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		要介護1・2・3・4・5 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A3	4001	訪問型独自サービス初回加算/2	ハ 初回加算	要介護1・2・3・4・5	200 単位加算	200	1月につき
A3	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A3	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2		要介護1・2・3・4・5	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200
A3	6102	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ホ 口腔連携強化加算	要介護1・2・3・4・5	50 単位加算	50	月1回限度
A3	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅠ	ヘ 介護職員等処遇改善加算 要介護1・2・3・4・5	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 270/1000 加算		1月につき
A3	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅠⅡ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 287/1000 加算		
A3	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅠ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 249/1000 加算		
A3	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算ⅡⅡ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 266/1000 加算		
A3	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 207/1000 加算		
A3	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 170/1000 加算		

4. 大和市通所型従前相当サービス(独自)サービスコード表

大和市通所型従前相当サービス指定事業者が使用します。

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位					
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業者対象者・要支援1		1,798	1月につき					
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798 単位	日割の場合	59 単位	59	1日につき				
A6	1121	通所型独自サービス12		要支援2			3,621	1月につき				
A6	1122	通所型独自サービス12日割			3,621 単位	日割の場合	119 単位	119	1日につき			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業者対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき				
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			1 単位減算	-1	1日につき					
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2		36 単位減算	-36	1月につき				
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき					
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業者対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき				
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			1 単位減算	-1	1日につき					
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2		36 単位減算	-36	1月につき				
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			1 単位減算	-1	1日につき					
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業者対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき				
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			要支援2	752 単位減算	-752					
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47 単位減算	-47	片道につき				
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100 単位加算	100	1月につき				
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240 単位加算	240					
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50 単位加算	50					
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200 単位加算	200					
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)			150 単位加算	150				
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)			160 単位加算	160				
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480 単位加算	480					
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業者対象者・要支援1	88 単位加算	88					
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2			要支援2	176 単位加算	176					
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業者対象者・要支援1	72 単位加算	72					
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			要支援2	144 単位加算	144					
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業者対象者・要支援1	24 単位加算	24					
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			要支援2	48 単位加算	48					
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100				
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200 単位加算	200				
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき			
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5				
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40 単位加算	40	1月につき				
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ11	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の 111/1000 加算			1月につき				
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ21			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の 120/1000 加算						
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ11				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の 109/1000 加算					
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ21					(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ		所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ1							(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 99/1000 加算		
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ1								(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 83/1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ12	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ				所定単位数の 117/1000 加算				
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ22			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ			所定単位数の 127/1000 加算				
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ12				(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ		所定単位数の 115/1000 加算				
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ22					(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の 125/1000 加算				
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ2						(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ2							(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 89/1000 加算		

## 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき

## 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回 数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。

## 5. 大和市介護予防ケアマネジメントA 費用コード

サービスコード		サービス内容略称	単位数
種類	項目		
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	442
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	742
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・委託連携	742
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・虐待防止未実施	438
AF	1005	介護予防ケアマネジメントA・BCP未策定	438
AF	1006	介護予防ケアマネジメントA・処遇改善	451
AF	1007	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携	1,042
AF	1008	介護予防ケアマネジメントA・初回・虐待防止未実施	738
AF	1009	介護予防ケアマネジメントA・初回・BCP未策定	738
AF	1010	介護予防ケアマネジメントA・初回・処遇改善	758
AF	1011	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・処遇改善	1,064
AF	1012	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止未実施	1,038
AF	1013	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・BCP未策定	1,038
AF	1014	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止未実施・BCP未策定	1,034
AF	1015	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止未実施・処遇改善	1,060
AF	1016	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・虐待防止未実施・BCP未策定・処遇改善	1,056
AF	1017	介護予防ケアマネジメントA・初回・委託連携・BCP未策定・処遇改善	1,060
AF	1018	介護予防ケアマネジメントA・初回・虐待防止未実施・BCP未策定	734
AF	1019	介護予防ケアマネジメントA・初回・虐待防止未実施・処遇改善	753
AF	1020	介護予防ケアマネジメントA・初回・虐待防止未実施・BCP未策定・処遇改善	749
AF	1021	介護予防ケアマネジメントA・初回・BCP未策定・処遇改善	753
AF	1022	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・虐待防止未実施	738
AF	1023	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・BCP未策定	738
AF	1024	介護予防ケアマネジメントA・委託連携・処遇改善	758

AF	1025	介護予防ケアマネマネジメントA・委託連携・虐待防止未実施・BCP未策定	734
AF	1026	介護予防ケアマネマネジメントA・委託連携・虐待防止未実施・処遇改善	753
AF	1027	介護予防ケアマネマネジメントA・委託連携・虐待防止未実施・BCP未策定・処遇改善	749
AF	1028	介護予防ケアマネマネジメントA・委託連携・BCP未策定・処遇改善	753
AF	1029	介護予防ケアマネマネジメントA・虐待防止未実施・BCP未策定	434
AF	1030	介護予防ケアマネマネジメントA・虐待防止未実施・処遇改善	447
AF	1031	介護予防ケアマネマネジメントA・虐待防止未実施・BCP未策定・処遇改善	443
AF	1032	介護予防ケアマネマネジメントA・BCP未策定・処遇改善	447

(注意) 予防給付のサービスのみ利用する場合や予防給付と総合事業を併せて利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。